

## 第2回 新宿区基本構想審議会 会議要旨

### 1 開催年月日

平成28年7月26日（火） 14時～16時

### 2 会場

新宿区役所 本庁舎5階 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 新宿区基本構想審議会委員

金安岩男会長、小野田弘士委員、神長美津子委員、野澤康委員、久田嘉章委員、石田孝子委員、大浦正夫委員、海東和貴委員、金子和子委員、木島富士雄委員、小池玲子委員、関根恵美子委員、只野純市委員、土屋慶子委員、二藤泰明委員、馬場章夫委員、林直樹委員、福井清一郎委員、船木充実委員、八名まり子委員、山下馨委員、下村治生委員、有馬としろう委員、佐原たけし委員、赤羽つや子委員、近藤なつ子委員、志田雄一郎委員、ふじ川たかし委員

（欠席：植村尚史会長代理、植田浩史委員、浅見純子委員、今井康之委員、金澤由利子委員、辻彌太郎委員、古田末彌委員）

#### (2) 事務局

総合政策部長、企画政策課長

地域振興部長、文化観光産業部長、子ども家庭部長、健康部長、健康部副部長、教育委員会事務局次長

地域コミュニティ課長、消費生活就労支援課長、子ども家庭課長、健康部副参事（地域医療・歯科保健担当）、健康部副参事（健康長寿担当）

### 4 主な内容

#### (1) 審議

施策の方向性

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた  
取組みの充実

個別施策5 安心できる子育て環境の整備

個別施策6 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実

個別施策 8 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

個別施策 9 だれもが地域で働き続けられるしくみづくり

個別施策 10 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った区政運営の推進

## (2) その他事務連絡

### 5 発言要旨

○金安会長 それでは、定刻になりましたので、第2回の新宿区基本構想審議会を開催いたします。

はじめに、事務局から、出欠の報告と事務連絡があります。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 事務局の企画政策課長の菅野でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日の出欠状況をご報告いたします。本日の出席委員は27名、委員の半数以上の方にご出席をいただいておりますので、条例第6条第2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、ここで、今回からご出席をいただいております委員のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ですが、その場でご起立をいただきまして、一礼のほうをお願い申し上げます。

学識経験者の神長美津子委員でございます。

○神長委員 神長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 同じく学識経験者の野澤康委員です。

○野澤委員 野澤です。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 同じく学識経験者の久田嘉章委員でございます。

○久田委員 久田です。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 町会連合会からのご推薦でございます。大浦正夫委員でございます。

○大浦委員 大浦です。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 新宿区医師会からのご推薦でございます。木島富士雄委員でございます。

○木島委員 木島です。よろしくお願いいたします。

○菅野企画政策課長 なお、本日ご欠席のご連絡をいただいている委員でございますが、

植村委員、植田委員、今井委員、金澤委員、古田委員でございます。

なお、浅見委員、辻委員、馬場委員におかれましては後ほどお見えになると思います。

なお、区側の出席者を紹介させていただきます。

事務局でございます、総合政策部長でございます。

- 針谷総合政策部長 針谷です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 地域振興部長でございます。
- 加賀美地域振興部長 加賀美です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 地域コミュニティ課長です。
- 木内地域コミュニティ課長 木内でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 消費生活就労支援課長でございます。
- 中山消費生活就労支援課長 中山でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 子ども家庭部長でございます。
- 吉村子ども家庭部長 吉村です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 子ども家庭課長です。
- 関原子ども家庭課長 関原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 健康部長でございます。
- 高橋健康部長 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 健康部副部長でございます。
- 木村健康部副部長 木村です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 教育委員会事務局次長でございます。
- 山田教育委員会事務局次長 山田と申します。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 教育委員会事務局指導主事でございます。
- 波多江教育委員会事務局指導主事 波多江と申します。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 地域医療・歯科保健担当副参事でございます。
- 矢澤地域医療・歯科保険担当副参事 矢澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 健康長寿担当副参事でございます。
- 松浦健康長寿担当副参事 松浦です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。次第の下段にございます資料一覧をご覧ください。

初めに、事前に郵送で配付をいたしました資料の確認でございます。個別施策の1から10までの、1、5、6、8、9、10、6部でございます。

それと、本日配付させていただきました新宿区基本構想審議会の委員名簿でございます。次に、新宿区基本構想審議会起草部会委員名簿でございます。3点目が補足資料でございます。4点目のご意見カード、こちらは白紙のものでございます。次に、ご意見カードといたしまして、前回委員が提出をされましたコピー、写しを置いてございます。不足等ございましたら、事務局へお申しつけください。

よろしいでしょうか。

新宿区基本構想審議会の委員名簿ですが、こちらは第1回の審議会で選出をされました金安会長と植村会長代理について明記をさせていただいています。

次に、起草部会の委員名簿ですが、第1回審議会の確認事項の一つとして説明をさせていただきましたとおり、起草部会では、委員の皆様からいただいたご意見をどのように施策の方向性書き足していくかということをご議論いただきます。そして、審議会の答申として作り上げていきます。会長からは学識経験者7名のご指名を頂戴いたしましたので、その名簿でございます。よろしくお願いを申し上げます。

補足資料については、後ほど説明をさせていただきます。

次に、ご意見カードの白紙について説明をいたします。前回もご説明していますが、今審議会の会議中にご発言をいただけなかった委員に、こちらの用紙にご記入し、ご提出いただきたいと存じます。ご提出いただきましたご意見につきましては、写しを今回も配付していますが、全委員にお配りして、情報共有をしたいと考えてございます。

なお、先ほど申し上げましたが、前回のものにつきましては、机上配付を本日させていただきます。

最後に、卓上マイクの使用方法についてご説明いたします。ご発言をいただく際には、マイクの「発言」という手元のスイッチを押していただきますと、このように緑に点滅をいたしますので、点灯いたしましたらご発言いただきまして、発言が終わられましたら、再度スイッチを押していただくとランプが消えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

事務局から、ただいま出欠のご報告と事務連絡がありました。

前回、第1回目の審議会では、区長からの委嘱状の交付など、あるいは事務局からの

資料説明、そして委員の皆様からいろんなご審議をいただき、盛りだくさんの内容がありました。

また、今回の第2回の審議会から初めてご出席の委員もいらっしゃいますので、私から事務局に、2回目の審議会、今回の審議会の冒頭で、少し基本的事項について確認していただいたら良いのではないかなということをお伝えしました。

そこで、今日は審議に入る前に少しだけ時間をいただきまして、基本構想と総合計画の関係、それから我々審議会に区長からどういう諮問があつて、審議会としてどういう答申を行うのか。そして、委員の皆様方のご意見がどのように取り扱われるのかなどについて、確認したいと思います。

それでは、簡潔に事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。着座にて失礼いたします。

先ほどご説明いたしました、本日お配りいたしました補足資料をご覧くださいと思います。

まず、はじめに、上段ですが、基本構想と総合計画についてでございます。

基本構想は、新宿区の“めざすまちの姿”「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を掲げた基本理念でございます。

総合計画は、基本構想で掲げる“めざすまちの姿”の実現に向けた施策の方向性を示したものであり、基本計画と都市マスタープランの両方の性格を併せ持ちます。

また、その下ですが、総合計画の下に位置づけられております実行計画というものは、計画的または優先的に推進していく事業について、いつ、何をどれだけ実行するかという、具体的にまとめた行財政計画でございます。

このように、新宿区の計画の体系は3層構造になっています。

次に、2段目をご覧ください。現在の総合計画の計画期間についてでございます。

現在の総合計画は、平成20年度から29年度までの10年間を計画期間としております。

また、第三次実行計画は、現在の総合計画の総仕上げであり、新たな総合計画の橋渡しとなる計画でございます。

3段目をご覧ください。次に、これから策定をいたします新たな総合計画についてでございます。

区では現在、基本構想に掲げる“めざすまちの姿”の実現に向けて、平成30年度から始まる新たな総合計画の策定に取り組んでおります。このように、基本構想について

も、今後も引き続くものであり、“めざすまちの姿”や、6つの基本目標などは変更はいたしません。

そして、新たな総合計画の策定に当たりましては、新たな総合計画への橋渡しとなる第三次実行計画の施策体系である、こちら3段目の下に5つございますが、5つの基本政策をベースに議論を進めていただいています。

この施策体系は、総合計画を着実に推進するため、基本構想の6つの基本目標を踏まえ、重点的に取り組む施策を5つの基本政策として体系化したものでございます。

そして、この5つの基本政策は、新たな総合計画の施策の方向性を示すものということでございまして、この基本政策のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの順番で現在、個別施策のご議論をいただいているものでありまして、本日は、基本政策のⅠ、一番左側でございます「暮らしやすさ1番の新宿」というところでご議論をいただくものでございます。

なお、ここで参考に少しご説明いたしますが、実は10年前は、300人以上の区民の皆様にお集まりいただきまして、区民会議というものを設置いたしまして、約1年間かけてご議論をいただきました。そして、区民会議の提言書を踏まえまして、35人の基本構想審議会で施策のあり方について答申をいただきました。

今回は前回のような区民会議は設置をいたしません。前回お配りさせていただきましたような、町会・自治会、地区協議会、また各種審議会の皆様から調査票でご意見を伺うとともに、無作為抽出で選ばせていただきました区民討議会の開催、またインターネット・アンケートの実施など、さまざまな手法により、多くの方からのご意見をいただくようにいたしております。

今回のこの方式でございますが、前回の区民会議のように、約1年間、委員として議論していただくといった手法とは異なってございますが、いわゆるサイレントマジョリティーと呼ばれる日ごろ区政に余りかかわりのない方から、町会・自治会など日ごろからコミュニティ活動にご参加いただいている方まで、幅広く、気軽にご意見をいただくことが可能であるということで、有効なものと考えています。

補足資料にお戻りいただきまして、下から2段目でございます。次に、基本構想審議会への諮問と答申についてです。

補足資料の図で示してございますとおり、総合計画は、基本計画と都市マスタープランの両方の性格を併せ持っているものでございます。役割分担といたしましては、基本計画については、皆様方の基本構想審議会の委員である皆様に諮問をさせていただき、

ご審議の上、答申をいただきます。一方、都市マスタープランにつきましては、都市計画審議会という別の会議体に諮問をし、ご審議の上、答申をいただきます。この答申を一体的化させることで、新宿区としての総合計画をつくり上げてまいります。

このため、第1回の審議会では、区長から基本計画に盛り込むべき施策のあり方について基本構想審議会の皆様に諮問をさせていただいたものでございます。皆様には、この諮問にございますとおり、福祉、子育て、災害対策、まちづくりなどの各行政分野の施策のあり方、いわば方向性について審議会としてご意見をまとめていただき、区長に答申をしていただくということになります。

しかしながら、白紙の状態の皆様にお考えいただき、ご意見をまとめていくというのは大変なご苦勞を強いることにもなりますので、また時間もかかってしまうということから、円滑な会議運営ということを考えまして、本日もお配りしております個別施策の資料をもとに情報共有をしたうえで、施策の方向性についてのご意見をいただくという方法で進めさせていただいているというものでございます。

具体的には、後ほども説明いたしますが、各個別施策の資料にございます緑色の枠に囲まれた部分に「目指すまちの姿・状態」、また「施策の方向性」が、皆様からいただく答申である「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」の下地になる部分でございます。

委員の皆様からは是非、施策の方向性について、「この方向性でどんどん進めてほしい」、「いや、違う視点も入れてほしい」など、そういった皆様が日ごろ生活をなさっているうえで感じていらっしゃることを踏まえながら、ご意見をいただければありがたいと考えています。したがって、事務局が作り出した資料に対する質疑応答が中心ということではなくて、大きい視点での方向性についてご意見をいただきたいと考えています。

なお、総合計画で定める具体的な成果指標につきましては、この答申を踏まえまして、来年度、区のほうで設定をさせていただきたいと考えています。

最後に、一番下の段ですが、委員の皆様のご意見をどのように答申に反映していくかということについてでございます。

皆様からいただいたご意見は、決して言い放しということはありません。頂戴いたしましたご意見をどのように「施策の方向性」に書き足していくのかということにつきましては、先ほど申し上げましたが、学識経験者で構成される起草部会でご議論をいただき、最終的に審議会の答申としてつくり上げていきたいと考えています。

このため、事務局といたしましては、いただいたご質問に対する回答はもちろんですが、是非委員の皆様には、この審議会の場におきまして、平成30年度からの10年間の展望というような観点でお話しをしていただければと考えています。

なお、ご意見カードにつきましても同様でございます。審議会におけますご意見として委員の皆様で共有をしていただいたうえで、起草部会で議論をしたいと考えています。このため、ご意見カードにつきましても、あくまでも施策の方向性ということで書いていただきたいと思いますと考えています。

ご質問や確認事項につきましては、直接事務局のほうにお問い合わせいただければ、ご回答したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、前回からの補足説明でございます。事務局からは以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。

皆さんからいただいたご意見カード等に対する、ある種、答えにもなっているのではないかなとは思いますが、

今日は審議事項がまだ6つほどありますので、進みたいのですが、今の補足説明で、お一人程度、どなたかご意見がある方がいらっしゃればお受けしたいと思いますが。

どうぞ、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 近藤です。

今回、皆さんの意見カードの最後に、私の意見の多くが書いてあるのですが、今課長から説明がありましたけれども、基本的には、この示された施策の方向性でのみ、それを重点として取り上げ、議論するんだというお話だったのですね。

ちょっとご質問させていただきたいのですが、意見として書かせていただきましたが、この施策では、そもそもの基本構想に掲げた、大事な住民自治とか区民参画という視点は抜けているというふうに思うのです。これは大事な施策でありますし、本来、基本構想でも、この審議会の中でも改めて議論されなければならない大事な部分だというふうに思っています。

しかるに、今回その方向でこのまま行くということであれば、その問題についてはどのように取り扱いをなされるのか、確認をしたいと思っておりますし、本来であれば、現総合計画の施策に基づいて、さらなるこの10年間を見通した皆さんの意見をいただくというのが本来のあり方ではなかったかなというふうに思っていますので、その2点について、再度、区からの、方向性というか、確認をしたいというふうに思います。



○金安会長 どうもありがとうございます。

では、どうぞ。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

若干繰り返しになりますが、まず、基本構想につきましては、今回見直しはしないというところでございます。先ほど申し上げました従来の6つの基本目標につきましては、これは現在の基本構想を踏まえたものというところから、基本目標の1の「区民が自治の主演として考え、行動していけるまち」というところから、基本目標の6「多様なライフスタイルが交流し、新宿らしさを創造していくまち」という、この6つの基本目標につきましては、今回、5つの基本政策で差しかえるということではなくて、これは継承いたします。基本構想と、この6つの基本目標を踏まえた基本構想は継承したうえで、さらに重点的に取り組むべき施策というところでの、今回、5つの基本政策というものを示しているというものでございますので、この5つの基本政策、基本政策のⅠ「暮らしやすさ1番の新宿」、基本政策のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴというようなところで、今回ご議論をいただきたいというところでございますので、6つの基本目標については、差しかえるということではなくて、継承するというところをご理解いただければというふうに思っております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

○近藤委員 すみません……

○金安会長 もうここでちょっとストップです。今日はこれから審議事項がありますので、この場では少し止めていただいて、先に進めたいと思います。

○近藤委員 わかりました。

○金安会長 それでは、今日の審議に入りたいと思います。

議題にありますように、今日は6つの項目についてご意見をいただきたいと思います。これから6つの項目について、事務局から資料の説明を行います。事前に皆様には前回の会議でお渡ししていると思いますが、事務局から簡潔にご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

それでは、個別施策の1、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実をご覧いただけますでしょうか。

まず、取組状況・成果でございますが、区では、新宿区健康づくり行動計画を策定し、

生活習慣病の予防、がん対策の推進、こころの健康づくり、女性の健康支援、食育の推進の5つを重点課題として、生活の質の向上と健康寿命の延伸に取り組んでいます。平成27年度には、新宿区健康づくり庁内推進会議を立ち上げ、全庁を挙げて健康づくりを推進する体制を整備いたしました。

括弧の1です。健康づくりの推進と生活習慣病の予防のところで、黒丸の1番目ですが、生活習慣病予防対策の一環として、健康診査や健康相談、糖尿病やメタボリックシンドローム等の生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

1つ飛びまして、2番目の括弧です。がん対策の推進です。区では、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、受診率向上に向けた受診勧奨に加え、未受診者への再勧奨を実施しています。また、がん療養相談窓口を設置し、がん患者への療養支援を行っています。

それから、1つ飛ばしまして、女性の健康支援でございます。平成26年2月に女性の健康支援センターを開設いたしました。また、これまで事業内容の充実を図ったことにより、利用者及び事業の参加者の満足度は80%を超え、高い評価を得ています。

次の括弧です。食育の推進です。2つ目です。メニューコンクールや食育講座等を通じて、食に関する正しい知識の普及や、体験活動ができる場を提供することで、食育に関心を持ち、実践につなげられるよう取組を行っています。

右側の現状・課題でございます。

1つ目の括弧の生活習慣病の予防については、3つ目の黒丸でございますが、糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療者や治療中断者が多いことが知られており、区においても、国民健康保険被保険者の特定健診受診者で、健診後治療が必要にもかかわらず受診していない人がおおむね5人に1人いました。糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症予防や重症化予防対策を推進していく必要があります。

次に、健康づくりの推進です。死亡原因や要介護の原因などの分析から、性別やライフステージに応じた健康づくりを進める必要性が示されました。特に、健康寿命の延伸のためには、男性は若い頃からの生活習慣病予防、女性は若い頃からの骨・筋力づくりと高齢期のフレイル、最近言われている新しい言葉ですが、フレイルという、筋力や心身の活力が低下した状態を言うそうでございますが、フレイル対策に取り組むことが必要となってきています。

1つ飛びまして、歯科保健対策でございます。区の健診結果から、若年層の歯周病の

進行が課題となっています。そのため、早期から口腔ケアや食生活に関するより良い生活習慣の定着を進めることが必要とされています。

一番下でございます。食育の推進につきましては、各学校（園）において、食育全体計画をより推進させる必要があります。そのためには、各学校（園）の実態に合った食の教育に関する実践を一層充実していくことが求められます。

2枚目をお願いいたします。こちらが先ほど申し上げました緑の文字の部分で、下地になる部分と説明をいたした部分ですが、目指すまちの姿・状態でございます。身近なところに健康づくりを実践できる環境が整備され、区民が暮らしの中で意識せずに健康づくりを行うことができ、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちを目指します。

施策の方向性といたしましては、健康づくりの推進では、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるよう、健康寿命のさらなる延伸を目指す取組が重要です。

2つ目です。健康づくりに取組やすい環境整備については、健康づくりに無関心な層も含めた全ての区民が、意識せずに健康づくりが行えるまちづくりを進めるとともに、身近な地域で気軽に運動ができる環境を整備していきます。

次の括弧です。ライフステージに応じた健康づくりの推進では、男女それぞれの特性を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりが行えるよう、次世代の健康づくりや、青壮年期の生活習慣病予防、高齢期のフレイル対策等を推進してまいります。

右側でございます。生活習慣病対策の推進でございます。生活習慣病対策については、発症予防、早期発見、早期治療に加え、高齢化の進展により疾患を有する人が増加していることを踏まえ、重症化予防の観点からも対策を推進していくということで、生活習慣の改善に向けた普及啓発、また発症予防、重症化予防、歯科保健対策などが今後の施策の方向性として重要なものと考えています。

次に、個別施策の5、安心できる子育て環境の整備、資料の2つ目をご覧ください。

左側、取組状況・成果でございますが、2つ目、待機児童の解消でございます。平成20年度からの10年間で保育定員を3,347人拡大するなど、保育の量の確保に取り組むほか、一時保育などの多様な保育ニーズへの対応にも取り組んでいます。また、保育指導検査の実施などによる適正な運営のための支援や保育士の確保・育成の支援を行っています。

次の括弧です。放課後の居場所の充実ということで、2つ目です。全区立小学校に開設している放課後子どもひろばについて、必要な地域で利用時間の延長や学童クラブ機

能付きなど、機能の拡充を図っております。

2つ飛ばしまして、下から2番目です。ひとり親家庭の生活向上支援の充実ということで、1つ目ですが、ひとり親家庭について、母子・父子自立支援員による総合的な相談支援を行っております。

一番下です。妊娠期からの子育て支援で、1つ目の黒丸です。保健センター、健康づくり課では、妊婦との看護職面接体制を整えました。面接時に、母親学級や両親学級、はじめまして赤ちゃん事業等の妊娠期からの役立つ情報提供を行い、支援が必要な妊婦には地区担当保健師等による個別支援等を行っています。

右側の現状・課題でございます。

2つ目、待機児童の解消の黒丸2つ目です。保育園等の適正な運営の確保が一層重要です。保育士確保を支援する取組の継続や、保育士のスキルの向上などが必要でございます。

次の子どもの居場所づくりです。1つ目の黒丸です。放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められています。

1つ飛ばしまして、地域で支える子育て支援体制の構築の2つ目の点です。子育て支援の活動に区民が気軽に参加できる機会の増大や、活動展開の支援を行うことで、子育てを支え合う環境づくりを広げていくことが求められています。

2つ飛ばしまして、貧困世帯への支援です。貧困世帯での世代間の負の連鎖を解消させる必要があります。

2枚目をお願いいたします。

目指すまちの姿・状態ということで、3段落目です。地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合える環境を実現するとともに、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちを目指します。

施策の方向性です。

1つ目、多様な子育て支援ニーズへの対応ということで、全ての子育て家庭が地域の中で安心して子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図ります。

2つ目です。待機児童の解消の2つ目の黒丸です。乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に向け、引き続き、保育士の確保も含め保育園等の適正な運営を支援していく

ほか、保育士の資質の向上を図ってまいります。

次に、子どもの居場所づくりです。放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるように、充実を図ってまいります。

右側をお願いいたします。子どもの権利の尊重というところでは、3つ目になりますが、区の児童相談所を設置し、児童相談行政を一元的に行うことにより、児童虐待対応等を迅速かつ適切に行います。

1つ飛ばしまして、貧困世帯への支援です。貧困世帯の負の連鎖など、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるようにしてまいります。

子育て環境は、以上でございます。

3つ目の資料をお願いいたします。個別施策6、未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実でございます。

左側、取組状況・成果です。

1つ目の括弧です。学校の教育力の向上です。学校の教育力の向上を図るため、教育課題研究校による研究・発表を通じて、教職員の資質向上に努めています。また、学校支援アドバイザーによる若手教員への指導や、年次研修・ミドルリーダー研修の実施により、教員の授業力や学校の組織力の強化を図っています。

2つ目の括弧です。特別な支援を必要とする児童・生徒への支援です。発達障害のある児童・生徒の支援のため、専門家による巡回相談及び特別支援教育推進員の派遣・増員を行うとともに、平成28年度から全小学校に特別支援教室、まなびの教室を開設し、支援体制を強化しました。

次の括弧です。学校施設や教育環境の整備です。2つ目の点です。就学前の子ども数の増加傾向や子どもに対する安全・安心の配慮の高まりへの対応、地域との連携による学校運営等、時代の変化に対応した教育環境を整備し、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めています。

右側の一番上です。地域協働学校の推進です。コミュニティ・スクールと呼んでいますが、各小・中学校の地域協働学校への指定が着実に進み、各学校が地域住民や保護者等と連携・協働して学校運営や学校評価を行っています。

現状・課題でございます。

学校の教育力の向上につきましては、2つ目でございますが、子どもたちにとってよ

り良い教育環境を実現するため、若手教員の授業力の向上や、ノウハウの継承、教員の資質・能力の向上を図るとともに、教育施設を子どもたちが学習し生活する場所として適切に管理していく必要があります。

1つ飛ばしまして、家庭や地域とともにすすめる学校づくりでございます。教育に対する多様な要請に応え、地域に開かれた信頼される学校を実現するため、保護者や地域住民の意見を反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを進める必要があります。

一番下です。一番下の括弧で、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援でございます。2つ目の黒丸です。障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに対応した、幼児期からの一貫した教育的支援を行っていく必要があります。また、外国にルーツを持つ児童・生徒が日本の学校生活に慣れ、十分に学ぶことができるよう支援していく必要があります。

2枚目をお願いいたします。

目指すまちの姿・状態の1段落目でございますが、新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として、他者とともに次代の社会を担うことができるまちを目指します。

施策の方向性です。

1つ目のかぎ括弧です。学校の教育力の向上の2段目です。教育課題研究校による研究・発表等を通じて教員が自ら学ぶ学校を推進するとともに、学校支援アドバイザーの派遣等により、若手教員やミドルリーダーの指導・育成を図ります。

2つ目の括弧です。東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進です。グローバル社会を担う子どもたちが、さまざまな体験・学習を通して心身ともに豊かに成長し、多様性を尊重しながら国際的な視野をもって活躍できる人になることを目指し、国際理解教育や英語教育を充実するとともに、障害者への理解やスポーツへの関心を高めるなどの取組を推進します。

1つ飛ばしまして、家庭や地域とともにすすめる学校づくりです。学校評価制度の活用や地域協働学校の推進により、地域住民や保護者が学校運営に参画する開かれた学校づくりの仕組みを推進していきます。

次のかぎ括弧です。時代の変化に対応した教育環境づくりの推進ということで、2つ

目の点です。子どもが安全に関する情報を正しく判断し、行動することができるよう、安全教育や情報モラル教育を推進してまいります。

右上をお願いいたします。特別な支援を必要とする児童・生徒への支援については、2段目ですが、発達障害があるなど特別な支援を要する子どもに対して、特別支援学校や各小学校に設置した特別支援学級等により、個別の教育的ニーズに応じた指導、支援を充実してまいります。

次の資料をお願いいたします。個別施策の8です。女性や若者が活躍できる地域づくりの推進です。

取組状況といたしましては、1つ目のかぎ括弧の男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくりというところで、1段目ですが、第二次男女共同参画推進計画を策定し、取り組んでおります。

その一番下の点ですが、小学校高学年向け男女共同参画啓発誌の発行及び配布をしまして、男女共同参画に対する意識の啓発を図っています。

1つ飛びまして、配偶者等からの暴力の防止です。啓発講座を実施し、意識の普及や防止に向けた啓発に取り組んでおります。

1つ飛びまして、子どもから若者までの切れ目のない支援の充実です。1点目です。子どもから若者へ成長する過程で支援を途切らせず問題解決につなげるため、関係機関が情報共有、支援の協議や調整を行う子ども・若者サポートネットワークを設置し、連携を強化しています。

右側をお願いいたします。現状・課題です。

1点目、男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくりでは、3つ目の点でございます。ジェンダーや性的指向を理由に社会の中で差別を受けたり、自己のあり方について悩み日常生活が困難な状況に陥っている場合があります。理解不足や偏見による差別の解消を図る必要があります。

1つ飛ばしまして、ワーク・ライフ・バランスの推進です。全ての人々が、仕事と子育て・介護・地域活動などを両立できるように、また、多様な生き方を選択することができるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。

2枚目をお願いいたします。

目指すまちの姿・状態は、誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の

暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちを目指します。

施策の方向性ですが、1つ目のかぎ括弧で、男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくりについては、男女があらゆる分野で等しく参画できるよう固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、幅広い世代に向けて意識啓発を行います。

次の括弧です。区政における女性の参画の促進ということで、区政に女性の意見を反映させるための取組を推進していきます。

次の括弧です。ワーク・ライフ・バランスの推進では、先駆的に、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介・表彰するなど、働きやすい職場づくりを支援していきます。

最後に右側、右上をお願いいたします。子どもから若者までの切れ目のない支援の充実に関しましては、若者が地域や社会から孤立することなく、自分らしく生きられるよう、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えながら、若者の地域や行政とのかかわりを持つ機会をふやすための支援を行ってまいります。

次の資料をお願いいたします。個別施策9、だれもが地域で働き続けられるしくみづくりでございます。

取組状況・成果といたしましては、2つ目の黒丸ですが、平成24～27年度の4年間で、就職者は計902名、定着支援者数は平成27年度末に233名となり、一般就労に結びつきにくい方々への支援として一定の成果を収めています。これらは、主に障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援ということでございます。

現状・課題といたしましては、点の2、3、4段目ですが、障害者雇用については、就労に結びつかない人への就職相談や就職準備支援はもとより、障害者雇用の拡大に伴って増え続ける就職後の定着支援について、さらなる充実が求められています。

その次です。高齢者については、ニーズの高い職種の求人開拓に加え、より年齢の高い方への職業紹介、求められる支援内容の変化に対応することが必要です。

その次です。若年非就業者の支援については、問題の早期発見とより早い段階からの支援が必要であるとともに、就労が困難な方については、一般就労以外の多様な生き方を視野に入れた包括的かつ長期的支援が必要と考えております。

右側の目指すまちの姿・状態でございます。誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちを目指します。

施策の方向性といたしましては、就労に課題を抱える方に対する支援ということで、



1 点目が、各就労支援事業については、時代の変化に対応した事業を展開し、これまで以上に質の高い支援が実現できるよう、支援の内容を再構築いたします。

また、2 段目ですが、再構築に当たりましては、障害者、高齢者、若年非就業者など、それぞれの分野において、総合的なサービスのあり方を検討していきたいと考えております。

次の資料をお願いいたします。個別施策10、本日最後の個別施策ですが、地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った区政運営の推進でございます。

取組状況・成果といたしましては、町会・自治会及び地区協議会活動への支援ということで、一番上ですが、平成19年度からの8年間で、町会・自治会の会員世帯数は2万1,831世帯増加をいたしました。

2つ目の点ですが、地域のコミュニティ情報を知らせる町会・自治会の掲示板を、平成24・25年度で合計818本を改修し、コミュニティ情報の発信機能を向上させることができました。

その次です。まちづくり活動支援補助金によって、各地区の抱える課題解決への取組を財政面から支援するとともに、補助金額の見直しを図りました。また、タブロイド版広報紙の発行などを行いました。

次の括弧です。NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進でございます。

1つ目です。NPOや地域活動団体等の専門性や柔軟性を生かした事業提案を公募し、審査会により選定された事業を提案団体と協働して実施しています。実施事業は毎年度事業評価を行い、評価結果をその後の事業実施や予算に反映させる取組を行っています。

2つ飛ばしまして、平成25年4月に、新宿NPO協働推進センターを開設し、社会貢献活動を行うNPO等のネットワークづくり・交流の場として運営しています。

右側をお願いいたします。飛びまして、現状・課題でございます。

町会・自治会及び地域活動への支援ということでは、1つ目です、都市化が進む中で地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。

2つ目です。NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進では、3つ目、3段落目ですが、地域課題に対してNPO等が自主的かつ継続的に活動していくためには、単独ではなく、区民・地域団体・企業等多様な主体と連携して、それぞれのノウハウを共有し、課題に取り組んでいくことが重要です。

2枚目をお願いいたします。目指すまちの姿・状態でございます。地域の中でお互い

の顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、地域の人材を有効に活用しながら、区民が自治の主角として考え行動していきながら地域課題に取り組・解決していくことで、区民が活躍し、安心した生活を送ることができるまちを目指します。

施策の方向性です。

町会・自治会及び地域活動への支援といたしましては、1点目、地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会と連携を図り、活動を支援していきます。

1つ飛ばしまして、地域の自主活動を育て、地域自治活動と連携が図れるよう財政面での支援を検討します。

2つ目の括弧です。NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進においては、2段落目、複雑・多様化する課題に対して、さまざまな社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して課題に取り組むことができるよう、地域、NPO、企業等多様な主体からなるネットワークの構築を目指します。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

今日の審議は、今ご説明がありましたとおり6つの項目があります。項目によっても審議する時間等は変わりますが、残りの時間が70分で、6項目ですから、単純に割り算をしますと10分強ということで進めさせていただきます。

今日はこの基本政策、5つありましたが、そのうちの1番目の、暮らしやすさ1番の新宿を取り上げています。

そこで、まずは個別施策の1、これは健康に関する項目なのですが、これに関してご議論いただきたいと思います。

なるべく前回ご発言のなかった方を優先的にお願いしたいなと思っておりますが、どなたかいかがでしょうか。

○八名委員 よろしいでしょうか。

○金安会長 どうぞ。

○八名委員 八名と申します。

この中で、がん対策の推進ということで今、2枚目のところには喫煙についての健康指導をしたほうが良いということですが、私は、もう思い切って、新宿はスモーキング

フリー、つまり煙のないまちということを目指すということはいかがでしょうか。

私は、退職して、4月から都のまちなかボランティアを、通訳をいたしております、時々新宿の西口に立っております。そうすると、もうあの西口のところで煙がもくもくと上がってしまっていて、本当に外国からいらした方はすばらしい東京というふうに褒めてくださるけれども、あれはもう本当に大変なショックであろうと思います。

とにかく今は、がんを減らそうというふうに書いてございまして、がんは男性の死亡のがんは肺がん、女性もたしか大腸がんの次に肺がんということで、やはり健康な新宿を目指すためには、是非煙のないまちにするということで、思い切って何か、新宿のあの西口のところや、いろいろなところで集まってたばこを吸っていらっしゃる方のことについて、やはりもう一つ何か施策を持っていったらいかがかというふうに思っております。

私は教員を長くしております、外国に生徒を連れていきますと、もう随分昔だったのですが、イギリスでたばこに、空箱に、「スモーキング・キルズ」、喫煙はあなたの命を取るよとか、そのころ日本は「吸いすぎに注意しましょう」というようなことだったのですが、ですから喫煙に関しては、オーストラリアも、ヨーロッパも、アメリカも非常に、若い人たちに喫煙をさせないようにという方向になっていると思うのですが、そしてオーストラリアなどでは、たばこが1箱すごく高くて、私は喫煙しませんが、値段を聞いてびっくりいたしました。2,000円ぐらいするそうです。イギリスなんか1箱1,000円ぐらいするそうですので、やはり新宿も、たばこの値段を変えることは国のことだと思うので、できないかもしれませんが、やはり喫煙について、スモークフリーというようなコミュニティを新宿が目指していただけたら良いなと思っております。

○金安会長 ご意見どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○木島委員 今の意見、全く賛成ですね。医師会としても、実は東京都医師会は、東京都に申し入れしているのです。オリンピック前にやめようではないかと。ところが、喫煙者が意外に多いのはお役人さんなのです。ですから、なかなかその動きが鈍いということをご存じいただきたいと思います。

それと、がん対策、これは例えば新宿区がいろいろがん対策をやっているのですが、これは大いに結構なのですが、例えば胃がんに関しては、ピロリ菌を除菌する、そういうことによってかなり減りました。また、肝臓がんに関しても、C型肝炎、B型肝炎ウィル

スを治療することが可能になりました。かなりそういう点でがんの死亡率も下がりました。

しかし、一番残っているのがすい臓がんなのですね。それで今、新宿医師会と慶應義塾大学と昨日協議しまして、すい臓がんをできるだけ早期に、どういう項目をチェックしたらばすい臓がんを抑えることができるかということも協議しております。そういうことをあわせて、がん対策というのは非常に大切であろうと思います。

それと、もう一つは、いわゆる特定健診の受診率が新宿は非常に悪い。下から数えて1番目か2番目ですね。そういうことで、その原因として考えられるのが、新宿は大学病院が3つあり、総合病院が5つある。そういうことで、そこにかかっている人が、受けないで良いだろうと考えている方が非常に多いと思うので、今大学病院などの総合病院に相談しまして、患者さんでそういう方、できるだけ地元の先生にお願いして、特定健診を受けて、その結果を持ってきてくれというような指導をお願いしたいというように申し入れておりますので、それが少し実現してくると、受診率も上がるし、区民の健康にも非常によろしいかなと、特に糖尿病に関してもよろしいのではないかと考えています。以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。

お役人に喫煙が多いということですから、新宿区役所からそれを始めると良いかもしれませんね。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○久田委員 少しまだ勝手がわからないのですが、工学院大学の久田と申します。

こういうもので、例えば健康寿命など数値に出せるものは是非出していた方がいいかなと。今行っている総合計画の中で、その間で数値がふえているのか減っているのか、がんの受診率もそうですが。それを踏まえて、伸びているのであればその理由を、伸びていないのであればその理由を踏まえて、うまくいっているものは継続すれば良いですし、うまくいっていないものは改善すべきですし、やっぱりそういうものは出させていただいて、それを踏まえて次の計画に反映させたほうが良いのではないかなと思いました。

○金安会長 いかがですか、課長、何かありますか。

○菅野企画政策課長 事務局でございます。

今の総合計画にございます指標について、現状の数値を入れさせていただいて、一定程度、評価のほうはさせていただいたのを前回お配りさせていただいておりますので、恐

縮ですが、そちらでご参照いただければと思いますが、（健康長寿担当副参事へ）ただいまの健診そのものはどうですか。健康寿命は延びていますか、寿命に関して、うまくいっているのでしょうか。

○松浦健康長寿担当副参事 健康寿命については延びております。また、特定健診の受診率については、新宿区は伸びておりますが、他の自治体も同じように伸びておりまして、やはり最下位で、23位というのは変わっておりません。

○金安会長 ありがとうございます。ほかに、もうお一方ぐらい。どうぞ。

○山下委員 山下です。施策の緑のところの2番目ですか、健康づくりに取組やすい環境整備というところですが、1つ目のところでは、意識せずに健康づくりが行えるまちづくりという、確かにそうなのだと思うのですが、非常に曖昧過ぎて、もう少し例示を含めて何らかの表現が欲しいと思いました。

それから2つ目のところで、「また、区内の団体、企業、グループなど相互の結びつきを活用し、健康づくりの場や健康づくりを目的とした活動を促進」というところなのですが、地域にももちろん由来するのは良いと思うのですが、例えばソーシャルビジネス的に、医療機関と企業、NPOなどが連携して、いろいろな取組に対するアイデアを持っていると思いますので、そういったことも推進するといえますか、取り込むなど、そのような文言が欲しいと思いました。

○金安会長 どうもありがとうございます。ほかにご意見はありますか。どうぞ。

○林委員 会長、すみません、前回質問して、お許しいただけますか。今日、またして良いですか。

○金安会長 どうぞ。簡潔にお願いいたします。

○林委員 今のテーマの健康のことなのですが、一区民として関心のあることなのでお伺いしたいのですが、今日はせっかくのチャンスで、めったにお話を伺えないのですが、ここに今日は木島先生がお見えになっていまして、新宿区医師会の会長として日ごろ多岐にわたってご活躍されていまして、皆さんご存じだと思いますが、ここに新宿区区民医療公開講座というのを主催されていまして、これは私も何回か、広報に出ていますので参加させていただいているのですが、非常に身近なことを優秀な先生方が具体的に説明してくださるものですから、回を追うごとに参加の人数が増えていまして、遂にはもう入り切れないぐらいのことをやられていましますので、この場をかりてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ところで、先生に、お立場をおかりして伺いたいのですが、私ども高齢者になってきますと、結局基本的には在宅医療、要するになるべく終の棲家は自宅に迎えたいと思っておりますが、その中で、若い人たちの言う安心・安全と違って、我々高齢者にとって一番の安心は、やっぱりいざというときに駆けつけて、もう自分が本当に身動きできなくなって、一人で頑張って暮らそうという方も多いと思うのですが、そういうような、別に24時間とは申しませんが、この中でちょっと私が説明がなかったかなと思ったものの中の一つに、高齢者など在宅医療体制というのは、医師会として、僭越ではございますが質問させていただきます。

○木島委員 よろしいでしょうか。

○金安会長 どうぞ。

○木島委員 医師会としては、在宅医療を専門にしているグループがございます。ところが、外来だけを診療している今までの先生方のグループ、そういうところが分かれているというところを何とか一緒にして、できれば、実は医師会の中に、24時間、医師会員が交代制で往診できるような体制をつくりたいなと思っておるのですが、どうも医師会の中に当直医室をつくる場所がない。そういうところも、是非区側と話をして、つくっていただけると、そういうことに対しての協力もできるのではないかと思います。

往診することによって、もし緊急入院が必要であるというようになりますと、区側がせっかく用意した在宅患者の一時緊急入院ベッドというのも、最近利用率が少し下がっている傾向もありますので、それを十分活用できますし、また、もしその利用率が高ければ、そういったところも交渉して、もう少し増やしてもらおうというようなことが可能だろうと考えています。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

またいろいろご意見があるかと思いますが、この件は終了とさせていただきます。あとは、ご意見カードにご記入いただければと思います。

それでは次に、個別施策の5ということで、子育てに関するテーマなのですが、これまでご発言のなかった方を優先したいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

どうぞ。

○小野田委員 早稲田大学の小野田です。

簡単な質問なのですが、図表2のところ、28年度、待機児童が58人になっていると。ここの前年度から大分落差がある理由は、何か手を打った効果なのかどうかというのが1点目です。

それからあとは、この数値をどう評価されているのかということと、あと今後の見込みみたいなものはおわかりにならないのかというような質問なのですが、いかがでしょうか。

○金安会長 いかがでしょうか。区のご担当の方、ご回答いただけますか。

どうぞ。

○吉村子ども家庭部長 子ども家庭部長です。

まず、待機児童が今回、前年に比べて110名減ったことに対する私どもの取組です。もともと待機児解消対策は区の重要課題として、認可保育園を増設するという形で進めてまいりましたが、なかなか良い物件が得ないというようなこともあって、すぐには進捗するものではなかったのですが、これまでの取組がここで成果を出し始めて、認可保育園の開設が、民間、私立の保育園の開設が順調に進んだということと、既存の定員の見直しであるなど、区立の分園も急遽、緊急対策として打ち出しまして、その成果が出たということで考えております。

待機児童対策については、本年度は減りましたが、今後に向けても子ども・子育て支援新制度がスタートし、ニーズ量に対する確保方策ということ掲げて、29年度末にはゼロを目指すということで国を挙げて今やっており、計画上はそこで待機児が解消するということになっているところです。しかし、やはり社会情勢ということで、生まれる方も予想より増えたりなど、また、転入者が、新しいマンション等がまだかなり建設されている中で増えていくというところでは、予断を許さない状況であるということで、計画値を上回って、さらに認可保育園については確保を進めているということでございます。

ということで、見込みとしては、必ずそこで待機児が解消するということがなかなかお約束できない状況にあると、そういうことでございます。

○金安会長 神長委員、お願いします。

○神長委員 國學院大學の神長です。

私も子ども・子育て会議に出ておりまして、今の待機児童問題は本当に毎回の課題で

して、本当に待機児童に対していろいろな工夫をなさってくださいっております。ただ、あわせてこれからのことを考えますと大事だなと思っていることは、やはり量の確保もそうですし、あわせて、そこにいかに質を担保していくか、また向上させていくかということだと思っております。

ここにも保育士の質の向上などいろいろ出ておりますが、やはり待機児童の解消の中には、これから量の確保と質の確保をあわせていくかということと、もう一つ感じておりますことは、子育て支援というのは大変幅広く、一時的にお預かりする場合もありますし、地域に開いて子育てを楽しみましょうというような形で啓発するような場を設けるものも、非常に幅広く子育て支援という言い方の中に入っております。

ただ、大事なことは、私はよく「子育ての支援」と、わざわざあえて「の」を入れるのですが、もちろんお預かりすることとても大事なのですが、それぞれの保護者の方々、家庭の中で子育てを楽しむということは、本当に長い人生の中の短い期間ですので、やはり子どもの成長をともに喜ぶというのは未来をつくるということだと思っております。そういう意味では、子ども・子育て会議の中でも、待機児童対策もとても大事なのですが、あわせて幅広く子育ての支援に取り組めるような、若いお母様方の、特に家庭で育てていらっしゃる、ゼロ・1・2歳を抱えていらっしゃる保護者の方々も含めた形の子育ての支援策というものはこれから大事ではないかなというように思っております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小池委員 区民委員の小池です。

区民委員として全く素人の立場から申し上げますが、施策の方向性というのがいっぱいありますね。多様な子育て、待機児童、子どもの居場所、特に配慮をと、こういう全てのことが書かれていますが、これは全部できるのでしょうか。すごく単純な質問です。

それからもう一つ、子どもから若者までの切れ目のない支援の充実というのも本当にできるのでしょうか。そこら辺をお聞きしたいです。

○金安会長 事務局、お願いいたします。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

基本的には、個別施策ごとの目指すまちの姿・状態、また施策の方向性につきましては実現をしていきたいと考えて載せさせていただいているものでございまして、中には



課題など、現状から難しい等の課題もあろうかとは思いますが、基本的には行っていき  
たいという考えで今回お示ししているというものでございまして、また、若者からとい  
うようなところも、施策体系といたしましても、いろいろ課題等多いところもあります  
が、基本的にはやっていきたいというところで、総合計画のほうにこういった方向性で  
書き込んでいきたいと考えているというものでございます。

ただ、ご意見等、課題等、是非、どういったところが難しいとかというところでご意  
見を頂戴できればありがたいなと思います。

○小池委員 やはりこういうものは、ある程度、実現可能なものを書くべきだと思うので、  
これが全て、何%ぐらい可能なのかということも非常に疑問ですし、それから区が、子  
どもから若者までの切れ目のない支援というのは、一体誰に向かって、どのレベルに向  
かって、どういう層に向かって手を差し伸べるのか、そういう部分。本当に貧困層なの  
か、それとも普通の家庭の層なのかというところも少しお聞きしたかったというところ  
です。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

それぞれ貧困世帯への支援ももちろん大事と考えていますし、社会全般として、目指  
すまちの姿・状態というところを目指すには、いろんな環境、状況の家庭の方もいらっ  
しゃいますし、社会全体で支えていくというべきところもございますし、方向性はいろ  
いろ書いてございますが、決して無理と思っているところはありませんで、中には課題  
等もあろうかとは考えていますが、特にどこかというところを考えますと、この施策の方  
向性というところは、例えばひとり親家庭もそうですし、貧困世帯もそうですし、全て  
重要なのかなというところで書かせていただいているというものでございますので、繰  
り返しになりますが、実現が難しいのではないか、不可能なのではないかというよう  
なところは、是非ご意見を頂戴して、今後の参考にさせていただければありがたいと思  
います。

○金安会長 どうもありがとうございました。

お三方からご意見をいただきましたので、この施策に関してはここで終了とせていた  
だきたい。

次の個別施策の6、学校教育に関するテーマですが、委員の中にPTAのお仕事をさ  
れている方がお二人いらっしゃるの、小学校の海東委員、何かご発言願えますでしょ  
うか。

○海東委員 小学校PTA連合会の海東と申します。

この施策の方向性、4つ目ですね、家庭や地域とともにすすめる学校づくりということで、教育委員会は、よくお金がないと言われるのですが、お金がないなりに非常に、いろいろやってくださっているなという思いが強いです。

子どもは結構マイノリティーなので、一般生活を送る大人と、そうでない子どもというときに、やはりこのように具体的に施策を打ち出していないと、子どものことというのはどんどん後ろ倒しになっていくなと思っています。

この地域とともにすすめる学校づくりということで、今、地域協働学校などが始まっていますが、やっぱり子どもをある区切られたエリアに押し込んで、そこで何か可能性を広げようとしても、なかなか難しいなという思いがしていますので、地域協働学校というのは、今年確か、来年か、全校になるところだと思いますが、それが本当に学校内だけで起きている出来事として捉えるのではなくて、やっぱり10年かけて、子どもを、まちとして育てていけるように、大人の教育というところも力を入れていくことで、ますますその地域とともにすすめる学校づくりというところに拍車がかかるのではないかなと思っていますので、この施策全体としては賛成なので、より大人を巻き込んだ方向で動けたら良いなという意見です。以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見いかがですか。

○関根委員 区民委員の関根と申します。

まず、未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実ということでいろいろとお話をさせていただきたいと思います。

まず、先生方が日夜、本当に生徒の安全を第一に考えながら学校教育の現状で頑張っているということを再度確認していただきたいということで、まず次の問題を提案させていただきたいと思います。

結論から申し上げますと、まず教員の負担を軽くしまして、特に部活動の外部指導員に対して、予算を少し増していただきたいということが要望です。

その理由としましては、まず、子ども一人ひとりが生きる力を育む質の高い学校教育を実現すると書いてあるのですが、この「生きる力」というのは結局、自分自身が自ら学んで、考えて問題を解決していく力だと思います。ところが、その指導をする先生が本当に忙しくてままたならないというような現状が今あるかと思っています。

また、生徒にとって最高の教育環境であるのが先生自身なのですが、その先生自身が例えば多忙過ぎて、書類の提出など、あるいは成績処理、あるいは生徒指導、それに部活動ですね、そして最後にもう疲れ切ったところで教材研究をやるというような状況が今あります。ですから、土日も部活動でやっていて、疲れていて、本当に良い授業もままならないような状態がある現状をまず知っていただきたいと思います。

そして、まして教育課題研究校になればもっと大変で、もうどうにもならないというような状況だと思います。これでは本当に、生徒に、果たして生きる力を養うことができるのかということを疑問に考えています。新宿力としての未来を担う子どもたちが本当に生きる力をつけるためには、やはり学校教育が充実していないといけないかと思えます。そのためには、先生の負担を、軽減させなければいけないという考えが一部あります。

本当の意味での未来の子どもを新宿力につなげていく、それにはどうしたら良いかという、やっぱり協働で、いろんな面で、地域とともに子どもをつくっていかなければいけない。また、まちづくりというのは人づくりだと思いますので、まして、その人づくりをする先生方の経験、一部少し無駄遣いなど何かありますが、そういうお金をもしその先生方に使わせていただけるのであればというように思いました。

以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見いかがですか。どうぞ。

○林委員 少し疑問に思ったので、前回も私も質問させていただいて、今日何か回答がいただけるかなと思っていたのですが、要するにこの場の質問と、それに対しての専門の方からいろいろなヒントやアドバイスなどが出ているわけですが、いただいているのですが、それがそこで、何に反映され、例えば今の方も良い提案で、皆さん今日は単なる質問ではなくて、かなり提案型の、サジェスションさせていただく形での質問になっていますので、それがただここで終わるんじゃなくて、行政の皆さん、例えば、私事で恐縮ですが、先ほど個別施策の中で高齢者に対しての医療体制のということで、それから、良いご回答もいただいているのですが、例えばそういうものがこのところに、じゃ、検討して入れましょうと、あるいはこういうような形で検討しましょう、例えば前回私がお願いしたのが、それが消えちゃうようだから議事録をくださいってお願いしたのですが、そのような形で、何かに反映、検討は会長のほうからでも何かさせていただける

んでしょうか。

そうすると、結局、我々質問したあれが、やった甲斐が、成果になると思いますので、すみません。

○金安会長 私が理解しているのは、今のようなご意見は、起草部会のほうで全部取り込んで、最終的にどういう案がこの審議会として良いのかというのを検討されると思っていますので、採用されるかどうかは0%から100%の幅であると思いますし、あるいはここでいただいた意見以外でも、例えば検討している過程で良いものがあればとり入れる可能性もあると思うのですよね。だから、その辺は少し緩やかに考えていただいて良いのじゃないかなと私は、会長としては思っております。

じゃ、八名委員、お願いします。

○八名委員 恐れ入ります。私は春まで40年間、女子中・高の一貫教育の私立学校で教員をしておりましたので、教育については少し申し上げて、たびたび申しわけございません。

私は、区の学校のことはよくわからないのですが、今若い先生がいろいろと指導で悩んでいるというようなことを新聞などで見ております。私の勤めていた学校はクラス担任ではなくて、学年担任制でした。ですので、200人の1学年の生徒を5人の担任が全員見るという形でしたので、何かあっても必ず、私はもう本当に勤めたばかりの教員でしたが、ベテランの先生といつも相談しながら、どうやって指導するのかということもいつも見ておりましたし、それから、何かあって親と面談するときは必ず複数の教員でもって面談する。つまり、一々アドバイザーとかいう方をお願いしなくても、いつも一緒にいる先生から、こうやって指導するのだということも学んでおりましたので、何か、学年担任制なんて言ったら先生方にまた負担がふえるとお思いになるかもしれませんが、自分の学年の生徒を知って、子どものことを理解するのは非常に、教員にとって一番楽しいことは子どもとのやり取りですので、そういうやり方をしてきたという、そういう学校もあったということも少し提案させていただきたいと思います。それは非常に良い方法だったと私は思います。

それからあと、学校評価も、始めるときには本当にこれ、一体こんなものが始まって、アメリカでは既にそれが始まっていましたが、もう私も学校で10年間ぐらい学校評価をしてまいりましたが、でも、それはとても、今考えると良かったと思います。教員、生徒、保護者にも書かせまして、それは何かが良いとか悪いとかじゃなくて、自分がこ

の学校を良くするためにはどんなことができますかというようなことで学校評価をしていきますと、ご父母の方も、みんな教員も、どうやったら自分が良い学校にできるかというような、そういう形です。学校評価というのをどうぞ、ここは良くできているけれどもここはだめだとか、そうじゃなくて、どうやったら良くできるか、みたいな形の学校評価を改善してなさっていくと良いのではないかなということを感じております。以上でございます。

○金安会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。どうぞ。

○山下委員 NPOの山下です。

地域とともにすすめる学校づくりということは全く大賛成ですが、実際、私どもの関係しているまちづくりNPOは神楽坂界限ですが、学校にいろいろ提案することというのは、そう簡単じゃありません。あるいはほかの団体も、NPOが、子どもの権利の問題や暴力の問題など、いろんな問題を取り扱っている団体もありますが、そういったアイデアやノウハウなど、いろいろな経験を学校の中に入れよう、是非普及させていただきたいと思っても、なかなかそれは実現しません。

これはなぜかよくわかりませんが、意外と学校が閉鎖的であったり、教育委員会が間に立ってストップをかけたなど、いろいろなことは聞いておりますが、そんなことをやっていると、地域と連携するとか、子どもの育て方というのは、そう簡単にいかななくなっちゃうのではないかなと思ひまして、もう少しそこは柔軟に考えられるような仕組みというのを是非取り込んでいただければと思います。

○金安会長 どうもありがとうございます。

またいろいろご意見があるかと思いますが、この項目はここで終了とさせていただきます。

次に、8番目の項目になりますが、女性や若者が活躍できるような場づくりについての質疑にいきたいと思います。

どうぞ、お願いいたします。

○石田委員 石田と申します。私は小学校PTA副会長、会長をやりまして、男女共同参画というところでずっと、ウィズ新宿や、フォーラムなどをやってまいりまして、今月、今回出ました「ウィズ新宿」に、新宿区男女共同参画推進条例を使ってフォーラム委員会を開催できましたということで一応書いたのですが、毎回毎回、協働して気づきを書

いてきたのですが、そこで少し私、ここの男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくりで、固定的な性別役割分担意識をより解消していく必要があるという部分があるのですが、これはPTAのときに本当に、固定的役割分担、会長・副会長というのがあって、してきたのですが、その目指すまちの状態、誰もが人として尊重され、性別にかかわりなくとあるのですが、この新宿区男女共同参画推進条例には、「区と区民、事業者及び地域団体がそれぞれの責務を果たし、協働して、男女共同参画社会を実現し、もっと豊かで活力あるまちをつくることを決意し、この条例を制定する」とあるのですが、地域団体、ここに書いてある町会などの地域団体という、誰が区と協働していくのか、それは地域団体であると。そしてまた、税金補助団体である青少年育成委員会であるという、その歴史をきちんと踏まえながら、協働というのは規約できちんとやっていくという面では、私は本当に、人が傷つけられないというのは、やっぱり地域団体がきちんと独立した運営をすることであるし、また、PTAや町会などが、そういうところがきちんと独立性を認められるのは、やっぱり青少年育成委員会という地域、地方公共団体という、基礎自治体という、そういうきちんと組織がつくられているんだなと歴史上は見ているのですが、そういうところがきちんと機能していく。

そういう面では本当に、今回フォーラム委員会を開催したのですが、皆さんの意識が、もう納得と、理解という意識が全然変わってなりますので、28年、29年ぐらいですごく変わってきますので、30年以降は、本当に地域団体が協働して、人間が大事にされるという、こういう書き方の表現が具体性があるかなという面では感じております。よろしくをお願いします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。どうぞ。

○近藤委員 近藤です。

この個別施策につきましては、女性や若者が活躍できるというふうに表題そのもので規定をしているのですが、私はやっぱり立ち戻って、総合計画との関係で改めて見たいのですが、一人ひとりが個人として互いに尊重し合うまちということで、そこの中に、女性の問題、男女共同の問題、そして当然若者も入ると思うのですが、障害者や、また仮に認知症を患っても尊重されるという部分で大事にされるということが本来はあるべきで、ここに、私も女性ですから、女性そのものを目出しされるのは悪いことではないと思いますが、やはり女性だけが活躍できる地域でも、若者だけが活躍できるまちでも

なくて、全ての人がいりんな立場で活躍できるまちというものが本来あるべき新宿の施策の方向だというふうにするのです。

区の方は重点だというふうにおっしゃるかもしれませんが、私たちが今議論しているのは総合施策という観点だと思しますので、やはり改めて、表題も含めて検討いただきたいのが1点です。

そういう立場から全体を見ますと、前回の中になかったのは、やはりここにも、施策の方向性の3番目の黒ボツにも書いてありますが、性には多様性があることを認め合いという部分と関連すると思うのですが、LGBTと言われるように、今いろんな部分での人としての生き方というか、それが認められるという点で、10年前にはなかった用語も今では当たり前のように使われていて、やはりそこで発展した認識を求められているというふうに入りますので、この点も含めて、是非ご検討いただきたいというふうに入りますので、これについて意見を言っておきます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

では、赤羽委員、どうぞ。

○赤羽委員 区議の赤羽と申します。

表題が、女性や若者が活躍できるということで載っていますが、具体的には、ほぼ男女共同参画を中心とした施策が出ているわけですね。

私、今回、いわゆる30年から始まる新たなこの10年の中、やっぱり若者に対する支援、これはもちろん新宿区でもさまざまな形でこの間、若者のつどいなどいろいろ行っていますが、やはり先ほど、問題がある若者を支援するという、そういう視点だけではなくて、いわゆる起草部会をされている先生たちのそばにいらっしゃるような、20代、30代、40代の若者がさらに輝いて、新宿で、社会で活躍できるような、そうした角度の発想のものをできれば大きく入れていただきたいなということを入ります、提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○金安会長 どうぞ。

○有馬委員 区議会の有馬です。

全く今の関連になるのですが、一番最初の、前回の説明のときに、人口動態の説明がありましたよね。そこで、新宿というのは非常に、ほかに比べていわゆる若い人口の層が厚い、高齢者ということ以上に、のような話があつて、やはりこの新宿の未来をつくっていくのに、この若者というものをどのように位置づけをして取り組んでいくかとい

うのは、極めて重要な施策であるというように思うのですね。

先ほども、子どもから若者への切れ目のない支援の充実ということでお話が出ておりましたが、現在、区でも、子どもに対する担当課というのは、子ども家庭課を初めとしてあるわけですね。また、高齢者に関する課も2つばかりあるわけですね。そうになると、この若い層というのは、現在いわゆる若者の総合相談窓口が15カ所ありますが、恐らく、さほど、機能はしていないと思うのですね。

だから、そういうことを踏まえて、将来にわたってこの若者の層をどうやって、例えば区政を知ってもらおうということも含めて活用していくのか、活力を培っていくのかということを考えると、そこに特化するような専門的なのというか、担当するような部署が将来にわたってできても良いのではないかと思いますので、その辺も含めてご検討いただければと思います。

○金安会長 どうぞ。

○林委員 会長はどんなふうにお考えなのか教えていただきたいのですが、ここにさっきから、ワーク・ライフ・バランスだとか、男女平等、いろいろありますが、このところも、この表全体はこういうふうには考えられないかなと思うのですが、男女共同参画の真ん中の下に「男女があらゆる分野で等しく参加できるように」というふうに書かれているのですが、もともと男女は、それぞれすばらしい機能を持って、天が男女という形で分けてこの世に送り出してくれているんだろうと思うのですね。

したがって、それぞれの役割分担でもってやるので、「あらゆる分野で等しく」というのは、もしここをやるとしたら、私は、ある地方自治体によってはそういうところが検討されているところが二、三ありますが、男女平等参画、むしろ今ここで言いたいことは、共同よりも平等というふうには考えたらわかりやすくなるかと。会長はどういうふうにお考えになりますか。

○金安会長 私が個人的意見を表明する場でもないと思いますが、個人の意見を言えということですので。

私自身は、性別も関係ないし、それから仕事も関係ないし、人間はそれぞれの価値があるといいますか、尊厳があるというふうに思っているのですね、個人的な意見としては。その人によっては、いろいろハンディキャップがあるかもしれないし、不利な条件があるかもしれない。ただ、そういう場合、上手にその人たちが活躍できるような状況をつくってあげるというのが、その他の人にとっては重要かと思うのですよね。だから、



個人的な意見としては、人それぞれその良さがあるので、その良さを生かせば良いのではないかというように、個人的には思っています。

だから、例えば勉強の嫌いな子っていますよね。嫌いでも、その人は例えば、ひょっとしたら物を投げたり、あるいは持ち上げたりしたら日本一かもしれないですよね。そしたらその能力を活かせば良いのではないかなと思います。

だから、ここで「女性や若者が」というふうに、私も本当は個人的には余り、わざわざ言うまでもなく、みんなが活躍できる地域づくりを推進すれば良いのではないかなと思うのですが、ただ、社会の進展過程においては、例えばこういう委員会があったときに女性を半数以上入れましょうなどという、意図的にせざるを得ないような社会状況があれば、あるプロセスとして、過程として、例えば、性別で半分ずつにしましょうなど、それが政策的に行われるのもやむを得ないのかなとは思っています。

だから本来は、自由な状態で、どういう割合になるのが良いのかわかりませんが、全く自由な状態である形になるというのが一番良いのではないかなとは、個人的には思っています。余りしゃべっていると、あれなので。

○林委員 したがって、私が少し伺いたかったのは、共同というよりも、むしろ問題になるのは、いろいろ何で出てくるかというのと、やっぱり不平等の考えが根底にあるのではないかと。だから、ここを「男女平等参画」というふうに、この会を通じて、区のほうに検討の一提案とさせていただきたい、そういうことでございます。

○金安会長 では、ご意見として承っておきたいと思えます。

じゃ、最後にしたいと思えます。お願いいたします。

○小池委員 すみません、委員の小池です。

ここに小学校高学年向け、男女共同参画啓発誌「みんないきいき」という小冊子があるのですね。これ、私、たまたまほかのところで手に入れて、とても良いと思うのです。というのは、小学校5年生に向けて、高学年に向けて、小さいときから平等だよということを教えていくというのは、とてもすばらしい考えだと思うのですが、これは一体誰が教えているのか。学校の先生なのか、それともそのまま学校にこの本が置かれているのか、教育委員会が関与しているのか、その辺は、どうなのかと知りたいのと、もし学校の先生が忙しかったり、これに関与できなかつたら、誰か、本当に男女共同参画社会を考えるというところで、誰か担当の人がこれについては特別な授業をするなど、やはり子どものころからのその思想を育てるというのは大切なので、その辺をお聞きするの

と、意見を言うのと、両方です。

○金安会長 何かありますか、区のほうで。

○吉村子ども家庭部長 子ども家庭部長です。

作成は、男女共同参画課が担当しておりますが、実際の内容については、教員の方に検討委員会をつくっていただいて、内容は検討していただいています。そして、出来上がった冊子を区立小学校のほうに教材として提供させていただいており、授業の中で活用していただいていると考えております。

○山田教育委員会事務局次長 教育委員会事務局次長でございます。

各学校の中で、具体的にどういうふうに活用しているのかというのは、それぞれ学校の判断というようなところもあるかと思います。

ただ、この小冊子についても、一つ、大きなきっかけにもなっておりますし、これに限らず、男女が互いに協力をし合っというようなところが、学校の授業ですとか、いろんな生活、活動のさまざまな場面で出てきます。その中で、例えば道徳ですとか、あるいは清掃とか、給食のお当番とか、そういう一つひとつのいろんな場面で、男の子、女の子というのも確かにあるのですが、その一方で、やっぱり互いに協力をしていくとか、一緒に力を合わせてとか、そんなところで、学校の授業の中では学校ごとに工夫しているかと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。

では、この項目は、ここで終了させていただきます。

次がⅠの9番目ですね。就労弱者に関するテーマなのですが、これに関してご意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

どなたかご意見ございますか。どうぞ。

○近藤委員 近藤です。

この部分なのですが、やはりここも、誰もが地域で働き続けられるということで、今会長が図らずもおっしゃられた弱者の方の就労というような形になっているのですが、前回の総合計画の中では、「誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち」という中でこの部分を内包してしまして、やはり生きて、暮らしていくということが土台にあって、その上で、活躍できる、働けるということがあるということで、ここには住宅施策も含めて入っていたのですね。

ですので、ここで見ると、やはり就労をしないと、弱者でも、いけないのではないか

と思うような部分も出てきかねないところもありまして、この後、再構築をして云々というのがありますから、その再構築の中身が、全体が見えないので全ては申せませんが、やはり表題からして、誰もがいきいきと暮らし、働き続けられるとか、活躍できるとかということから出発した施策の運びが必要ではないかというふうに改めて思っていますので、その点についてはご吟味いただきたいというふうに思います。

以上です。

○金安会長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

どなたかございませんか。よろしいですか。では、次に進みます。

次が、個別施策の10、地域の課題を共有して考えようという、コミュニティに関するトピックスですが、これに関して、ご意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○土屋委員 地区協議会からですが、まず、取組状況・成果として、地区協議会についてこういうことを支援してきました、こんな成果がありました、また、こんな課題もありますということが明記されていますが、緑のほうの今後の方向性というところに、地区協議会というのが1つも出てこないのですね。どこに行っちゃったのかなと、地区協議会として活動していて少し寂しい気がするのですが、これはもしかしたら、新たな地域自治組織ということを何かイメージしているのかなというように思うのですけれども。

というのも、現状・課題のところの町会・自治会のところの上から4段目に「地域自治組織に」という言葉が出てきているのですが、区では、基本構想、総合計画に挙げる自治の基本理念、基本原則の確立に向けて、自治の基本ルールとして、平成22年10月に新宿区自治基本条例というのが制定されました。これは新宿区の最高規範として、区民と議会と行政の三者によって、3年間検討を続けてつくり上げたものです。最初の基本構想ができた平成20年には自治基本条例はなかったのですが、今後のことを考えると、この最高規範である自治基本条例に基づいて、この総合計画は、基本構想も総合計画も立てていかなければならないと思うのです。

地域自治組織という点については、この自治基本条例の中で条例としては定めてはありますが、個別条例で、この地域自治組織がどういうものであるのかというのが明確に定められていない。そこが一番問題だと思うのですね。

近藤委員がおっしゃっていた住民自治、区政参画、この条項がなくなったっておっしゃっていましたが、私もそれは、今回少しこの自治基本条例に則って考えると、ここは

一番重要なところで、一昨年度行われた検証会議でも、この条項に関しては速やかに検討するように申し送りされていましたが、まだ手つかずです。これは何とかここに盛り込んでいただきたいと思います。例えば基本構想の前文でも良いと思うのですが、自治基本条例の理念に基づきこれを定めるなど、そういうことも含めて。

だから本当は、地区協議会、どんなものかということを含めて盛り込んでいただきたいと思います。その思いはあるのですが、それよりもまず、この地域自治組織がどういうものであるかということの検討を速やかにするということを含めてここに盛り込んでいただきたいと思います。

○金安会長 というご意見が土屋委員からありましたが、事務局のほうで何かありますか。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

まず、自治基本条例のことに係るものでございますが、基本的にはこちら、条例ということでございまして、その中に、委員からもご紹介いただきましたが、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるというような条項がございます。この部分につきましては、これまでも検証を含め、今後の方向性という中でいろいろやってきたわけでございますが、この部分はこの部分で、今後検討をすることを含めて考えていかなければいけないことだろうと考えてございます。

また、基本構想部分に自治基本条例ということでございますが、基本理念といたしましては、自治基本条例、また基本構想というところで、非なるものではないと認識はしてございますが、今回、冒頭ご説明させていただきましたように、基本構想につきましては基本的に継承ということで、見直しはしないということでございますので、そういったところで進めさせていただきたいと考えています。

また、地区協議会の関係でございますが、目指すまちの姿・状態、施策の方向性というところでは、町会・自治会及び地域活動への支援という中で、3点目の、地域の自主活動を育て、地域自治活動と連携が図れるよう財政面での支援を検討していきますというところで、地区協議会をもちろん含めた地域のいろいろな活動団体がございますが、こういったところと、町会・自治会が中心となりつつも、こういった財政的な支援が、いわゆる地域活動を支援する行政として支援をさせていただいた場合に、表題にもございますが、地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った区政運営ができるかというような観点で、今後、施策の方向性を考えてまいりたいと考えてございますので、委員からのご意見についてはもちろん参考とさせていただきながら、今後の総合計画を策定していきたいと考えております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

○山下委員 NPOから来ました、山下です。

まず、提案といいますか、是非盛り込んでいただきたい中に、協働に関する条例をつくるということをは是非入れていただきたい。

なぜかという、今まで協働、協働という言葉はいっぱい出てはいるのですが、そもそも協働とは何かというのを、行政の中と、NPOと、あるいは企業とか、それについて認識がされているわけではどうもなさそうだということです。私、協働推進センターのあれもうちの協議会でやらせていただいていますので、いろんな場面でそういうことに遭遇します。

ここに協働事業提案制度の話も出ていますが、協働事業提案制度について、これができた当初は、NPO側は随分提案していました。ところが、行政サイドの窓口を見つけるのが大変と。各部署に持っていくと、「うちのところじゃないから」とか、「隣の部へ行け」とか、要は協働のパートナーを見つけることができないというのが現状です。

それから、極端に言うと、ある部署に行って、地域のいろんな団体さんなどと交流を図りたいというご提案を申し上げてということもありますが、先ほどの自治基本条例の中に、「活動する者」というのが区民の中に入っていて、NPOはその中に網羅されているというのが解説の中にも入っていると思いますが、その区民の一部に対して、ある部の担当の課長さんとかそういう方々が、おまえたちNPOは信用ならんと、面と向かって言われたりすることもあります。

協働に関してこれだけ書くのであれば、まず、そもそも行政の中に協働というのをきちんと位置づけてほしい。それから、区民全体の中に協働というのを位置づけてほしい。

それで、契約の仕方もそうですね、いろいろNPOを使おうということはあるんですが、NPOは勝手に使われる団体じゃございません。あと一方、NPOというのは、普通の企業などと違って、でき方が違います。縦覧という手続を経てでき上がっているの、国民がチェックをしたうえででき上がっている、認証されているというのがNPOです。普通の企業が勝手につくるとか、一般社団が手続でやるのとは全く違うのですね。NPOというのは、そういう意味では、NPOというのは皆さんとともにある組織です。

ですから、そういった位置づけもきちっと認識していただいたうえで、あらゆるものを盛り込んだ上の協働というのが本当に前進して、区の中に位置づけられる形の基本的

なもの、先ほどの自治基本条例に相当するようなものかもしれませんが、それを是非つくっていただきたいと思います。

○金安会長 どうもご意見ありがとうございました。

木島委員から手が挙がっています。お願いいたします。

○木島委員 私どものところに来る患者さんなんかも、高齢でもお元気な方が非常に多いのですね。ボランティアをしたいのだが、新宿区は何のボランティアがあるか全然わからないと。社会福祉協議会の中に、ボランティア組織というものが下部組織にありますよと言うと、社会福祉協議会って何ですかというようなことになってしまうので、私は、いろいろな地域の活動というのは、もちろん町会もありますし、自治会もあります。NPOもあると思いますが。一般の人にとってみると、町会だとか自治会というのは、まちの、自分たちの住んでいるところだからわかる。だけれども、NPO、それ自身の本体はわからない。当然だろうと思うのですね。

ですから、私は、もう少しボランティア組織というものをきちんと、社会福祉協議会、もちろん下部組織でしょうが、下部組織は下部組織で良いのだけれども、わかりやすい場所にボランティア本部みたいなものを設けて、それぞれの人たちが自分がやりたいもの、そこに行くとなにかがあるか、自分はそこでやりたいというような形のフランクな形でわかりやすい、そういう組織をつくっても良いのではないかと思うのですね。

もちろんNPOの方たちが努力して、区民の方々にわかりやすいようにしてくれば、どういうNPOがあるのかなというのはわかるかもしれませんが、わかりやすいようなそういうものというのを誰でもが行けるような場所に大々的に設けていただきたいなど私は考えております。以上です。

○金安会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○林委員 素朴な疑問でこれ、会長に伺うのですが、先ほど地区協議会の方から、長い実績に基づいてのことということでの話だったんでしようが、私がよくわからないが、組織のことがよくわからない者が言うのもあれなのですが、お許しいただいて、そもそも地区協議会という組織自体は、これに出てこないということは任意団体ですよ。任意団体だとすると、条例か何かの裏づけのあるあれではないと思うのです。

新宿区にはものすごく数多い任意団体があると思うのです。例えば私ども、釣りのクラブに属している、任意団体です。お花もやっていますし、生涯学習館なんかに行つて

みるとあれだけの団体があるのですが、それを、じゃ、なぜ載せないのかなど。地区協議会だけをなぜ載つけるのかなどという話が疑問としてあれなのですが、要するに一任意団体でしかないわけですから。

そして私が、まず、そういうことなのですが、その確認と、もう一つ不思議なのは、先ほど行政の司会されていた課長が、述べられた後に、一応検討させていただきますというふうに課長がおっしゃったんだけど、我々のほかの質問に対して、検討しますというふうに行政の方が答えたのは、今までの中ではただ一つ、地区協議会だけに対して検討するというふうに答えられたのですが、私どもがいろいろ、高齢者の問題だとかいろいろなあれに対して、検討しますというのはおっしゃらなかったのに、なぜここだけ、その問題だけ答えられたかというのは、まず出発点がおかしい。何かおかしいのではないかなど。

それから、中には入っていないけれども、素朴な疑問がそういうことでして、一任意団体で論ずるならば、ほかにもいっぱい任意団体はありますから、そちらも入れてくださいよと、こういうことです。

○菅野企画政策課長 企画政策課長です。

冒頭申し上げましたとおり、皆様のご意見につきましては全て、一方通行ではなくて、議事録というような形できちんと捉えさせていただき、全てにおいて最終的に総合計画のほうに載せていただくかということ、起草部会を中心に検討をさせていただくというのは申し上げたとおりでございまして、それについて全て、ご意見ありがとうございます、検討させていただきますと申し上げてはございません。

先ほどのご質問については、事務局への質問ということで、自治基本条例を含めた、今後のご質問を頂戴いたしましたので、それについての区としての考え方を述べさせていただいたというところで、先ほどの質問を特に区として、皆様のご意見と違いをつけて検討すると申し上げたということとはございません。

○林委員 検討に値するから、検討するというふうにおっしゃったんでしょうが、私が聞きたかったのは、一任意団体に対してね、歴史が長いとか、規模が大きいとか、そういうことではなくて、みんな区民は平等のはずですから、いろいろ任意団体といって楽しんでるわけなのですが、こういうところに出てきて、具体的な名称を挙げた人だけが検討されるということになって、ほかの任意団体の人は全然この俎上に上がってこないわけですね。そうすると、やっぱり何か……

○金安会長 地区協議会の性格を簡潔に少しご説明いただけますか。もう時間も余りないのですが。

○加賀美地域振興部長 地域振興部長です。

地区協議会は、平成17年10月から11月頃に各地域、10カ所、立ち上げていただきました。性格的にはこれは任意団体ということで位置づけをしております。条例上の根拠もございません。ですから、任意団体という形でご活動いただき、それに対して一定の助成はしていますが、性格的には任意団体という認識でいます。

○林委員 それじゃ、具体的な話に、そういうことなら入りますが、ここに補助金制度について意見交換とあるのですが、数多い任意団体の中で、何で地区協議会だけに助成金というのが、こうやって今後10年間、20年間の計画の中にもう助成金がね、血税を使っていこうというふうに組み入れられるのか。そこをどうして、私が思うのは、数多い任意団体の中で、何で地区協議会だけがこんなふうに便宜を図られるのかというのが、まず、それも少し疑問なのですけれども。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

資料としての施策の方向性というのをもう一度説明をさせていただきたいと思いますが、一番上で、町会・自治会及び地域活動への支援ということでご説明をさせていただいたものでございまして、地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会と連携を図り、活動を支援していくということと、地区協議会を含めた地域活動への支援については、3点目の、地域の自主活動を育て、地域自治活動と連携が図れるよう財政面での支援を検討していくということで、現状の地区協議会への支援を含めて、今後、地域の自主活動を育て、地域自治活動と連携が図れる、どのような形がよろしいかというようなところで今後検討しますという形での記載でございますので、委員がご指摘の、どうして地区協議会だけというところは、施策の方向性といたしましてはないということと、あと町会・自治会を中心ということとは先ほど私が申し上げたところで、その中での自治基本条例との関係と現状の地区協議会とのお話を頂戴したところにつきましては、今後の方向性については検討すべきというようなことで検討と申し上げましたが、委員がおっしゃるところとは少し違うというのは、施策の方向性には、町会・自治会及び地域活動への支援ということで、町会・自治会を中心に、今後はさまざまな地域活動への支援について、財政面での支援を含めて検討していくということでの方向性を示しているということをご了解いただければと思



います。

○林委員 よくわかりませんでした。

○金安会長 もう時間が来てしまいましたので、ここで審議は終了させていただきたいと  
思います。

それでは、最後に事務連絡を事務局からお願いいたします。

○事務局（鹿田） 事務局でございます。

事務局からのお知らせというペーパーをお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

①です。初めに、ボックスファイルについてです。お持ち帰りにならないものにつきましてはこちらに入れてください。事務局で保管しまして、次回の会議にお持ちいたします。

②ご意見カードについては、お帰りの際に事務局へ提出をしてください。カードは次回の審議会で委員の皆様にコピーをして配付をいたします。

③委員報酬については、記載のとおりでございます。

④マイナンバーの提供についてです。閉会后、未提出の委員の方につきましては、個人番号届けを提出していただきます。未提出の方におかれましては、お席でお待ちいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

⑤次回の審議会についてです。次回、第3回の審議会は、平成28年9月5日、月曜日、午後2時を予定しております。開催通知につきましては、別途送付をさせていただきます。また、会議資料につきましても、あわせてそのときに送付をさせていただきます。

○菅野企画政策課長 次回もよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。